

航空自衛隊達第20号

航空自衛隊の研究開発業務の運営に関する達を次のように定める。

平成3年4月25日

航空幕僚長 空将 鈴木 昭雄

航空自衛隊の研究開発業務の運営に関する達（登録報告）

改正 平成5年2月18日 航空自衛隊達第5号
平成8年12月18日 航空自衛隊達第24号
平成9年1月17日 航空自衛隊達第1号
平成12年4月28日 航空自衛隊達第28号
平成15年3月26日 航空自衛隊達第8号
平成18年3月27日 航空自衛隊達第21号
平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号
平成20年6月17日 航空自衛隊達第24号
平成21年7月29日 航空自衛隊達第30号
平成27年10月1日 航空自衛隊達第35号
令和2年11月11日 航空自衛隊達第56号
令和3年3月18日 航空自衛隊達第22号
令和4年3月17日 航空自衛隊達第12号
令和6年6月5日 航空自衛隊達第35号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 研究開発の区分（第3条－第6条）

第3章 研究開発に関する計画（第7条・第8条）

第4章 研究開発業務の実施

第1節 研究開発業務の一般手順（第9条－第14条）

第2節 研究開発の区分、関連試験等（第15条－第26条）

第5章 雑則（第27条－第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊における研究開発業務の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 編合部隊、編制部隊及び機関をいう。
- (2) 直轄部隊等 航空総隊、航空支援集団、航空教育集団（幹部候補生学校及び術科学校を含む。）、航空開発実験集団、宇宙作戦群、航空システム通信隊、航空安全管理隊、航空警務隊、航空中央音楽隊、航空中央業務隊、幹部学校、補給本部（補給処を含む。）及び自衛隊入間病院をいう。
- (3) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。
- (4) 研究開発 次のア、イ及びウに係る調査、見積り、分析、検討、考案、設計、試作、試験、審査又は評価をいう。
 - ア 航空防衛力の造成、管理及び運用の方策に関すること。
 - イ 装備品等の装備化及び運用に関すること。
 - ウ 医学、心理学、人間工学及び行動科学上の諸問題に関すること。
- (5) 指定研究 航空幕僚長（以下「空幕長」という。）又は編合部隊の長若しくは補給本部長（以下「補本長」という。）が実施を指示する項目に関する研究開発をいう。この場合、空幕長が直轄部隊等の長に指示する指定研究を「空自指定研究」といい、航空幕僚監部において実施する指定研究を「空幕研究」という。
- (6) 自主研究 部隊等の長が当該部隊等の任務及び機能に応じ、自主的に選定した項目に関して実施する研究開発をいう。
- (7) 直接取得 装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号。以下「研究開発訓令」という。）第2条第6号に規定する装備品等の開発によることなく、装備品等を取得することをいう。
- (8) 装備品等の研究改善 研究開発訓令第2条第7号に規定する各自衛隊等が行う装備品等の軽易な改善及びその試験をいう。
- (9) 運用実証型研究 防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（通知）（装技戦11659号。令和5年6月29日）第9第4項に規定する研究をいう。

第2章 研究開発の区分

（研究開発の区分）

第3条 航空自衛隊における研究開発は、内容により防衛方策研究、兵器体系研究及び人間科学研究に区分し、指定研究又は自主研究として実施する。

ただし、兵器体系研究における指定研究のうち装備品等の研究改善に該当する場合については、装備品等の研究改善として実施する。

（防衛方策研究）

第4条 防衛方策研究は、基本研究及び体制方式研究に区分する。

- 2 基本研究は、航空自衛隊における諸計画の作成及び部隊運用、教育訓練及びその他に関する基本的事項の立案に資するために、航空自衛隊の防衛力整備等計画に関する達（令和2年航空自衛隊達第31号。以下「防衛力整備等計画達」という。）第

3 条第 1 項に規定する航空自衛隊の将来態勢の構築に係る大綱（以下「空自大綱」という。）その他防衛の基本に係る方策の創造及び改善に関する研究開発を行う。

- 3 体制方式研究は、航空自衛隊における諸計画の作成及び部隊運用、教育訓練及びその他に関する諸施策の具体化に資するために、各種防衛機能の管理運用に係る体制、体系、制度、組織、実施方式、実施要領、実施手順等の創造、新規制定及び改善に関する研究開発を行う。

（兵器体系研究）

第 5 条 兵器体系研究は、部隊建設計画の作成及び装備品等の創製、装備化、運用等に資するために、空自大綱、航空自衛隊の将来態勢の構築に係る基本構想及び態勢整備計画（以下「空自大綱等」という。）に対応する兵器体系（特定の運用目的を達成するための中核となる装備品等及びそれに関連する人員、器材、施設、技量等の総体をいう。以下同じ。）及び既存の兵器体系に関する研究開発を行う。

（人間科学研究）

第 6 条 人間科学研究は、防衛方策研究及び兵器体系研究並びに部隊運用、教育訓練及びその他に関する人間科学上の諸施策の具体化に資するために、医学、心理学、人間工学及び行動科学上の諸問題に関する研究開発を行う。

第 3 章 研究開発に関する計画

（計画の種類）

第 7 条 航空自衛隊の研究開発に関する計画の種類は、防衛力整備等計画達第 3 条第 1 項に規定する中期研究開発計画とする。

- 2 中期研究開発計画は、空自大綱を踏まえ、政府が決定する中期的な防衛力整備計画（以下「中期計画」という。）の対象期間における研究開発の基本的方向を定めることを目的とし、研究開発構想、実施計画等を示すものとする。

（計画の作成及び見直し）

第 8 条 空幕長は、中期計画決定後速やかに中期研究開発計画を作成する。

- 2 空幕長は、中期研究開発計画を作成しない年度にあつては、必要に応じ前項に規定する中期研究開発計画の見直しを行うものとする。
- 3 空幕長は、上記計画の対象期間かつ基本的方向の範囲内において新たに研究開発を実施する必要がある場合は、研究開発を実施する部隊等と調整の上、都度実施計画等を示すものとする。

第 4 章 研究開発業務の実施

第 1 節 研究開発業務の一般手順

（計画の指示）

第 9 条 空幕長は、前条に規定する計画について、作成後、速やかに直轄部隊等の長に示す。

（研究開発の実施）

第 10 条 直轄部隊等の長は、中期研究開発計画を指針として、年度業務計画により、

空自指定研究を実施するものとする。

- 2 編合部隊の長及び補本長は、必要と認めた場合には、指定研究（空自指定研究及び空幕研究を除く。）を実施するものとする。
- 3 部隊等の長は、必要と認めた場合には、自主研究を実施するものとする。
- 4 直轄部隊等の長は、研究開発を実施するに当たり、関係する部隊の意見を集約し、研究開発の計画策定及び活動に反映するなど、組織横断的な連携を図るものとする。
（研究開発に関する要望の上申）

第11条 部隊等の長は、中期研究開発計画において示されていない項目についてその実施を要望する場合には、防衛力整備等計画達第20条の規定に準じて、順序を経て空幕長（防衛課長気付）に上申するものとする。
（成果等の報告）

- 第12条 空自指定研究を実施した直轄部隊等の長は、その成果等を別表第1に定める要領により空幕長に報告するものとする。
- 2 指定研究（空自指定研究及び空幕研究を除く。）及び自主研究を実施した部隊等の長は、必要と認めたものについて、その成果等を別表第1に定める要領に準じて、順序を経て自発報告するものとする。
（陸上自衛隊、海上自衛隊及び他機関の被協力支援又は部外委託）

第13条 空幕長は、空自指定研究及び空幕研究において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び他機関への被協力支援又は部外への委託が必要な項目については、協力支援を得るか、又は部外に委託して実施する。
（防衛装備庁長官への要求等）

- 第14条 空幕長は、防衛装備庁長官に装備品等の研究開発の実施を要求する項目に関し、研究開発訓令第6条第3項に規定する装備品等研究開発要求の作成、同訓令第9条に規定する装備品等研究開発見積依頼、同訓令第10条に規定する装備品等研究依頼等の手続を別に指定する者に行わせるものとする。
- 2 空幕長は、前項に規定する装備品等の研究開発が運用実証型研究に該当する場合は、その必要とする理由及び実施に必要な事項を装備品等研究開発要求に記載する。

第2節 研究開発の区分、関連試験等

（防衛方策研究）

- 第15条 幹部学校長は、航空自衛隊における諸計画の作成及び部隊運用、教育訓練及びその他基本的事項の立案に資する基本研究を実施するものとする。
- 2 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官（以下「開発集団司令官」という。）及び幹部学校長は、空幕長が示す空自指定研究及びその他の必要と認められる部隊運用、教育訓練及びその他に関する諸施策の具体化に資する体制方式研究を実施するものとする。ただし、他の直轄部隊等の長が実施することを妨げるものではない。
（兵器体系研究の段階区分）

第15条の2 兵器体系研究は、原則として構想段階、確定段階、装備化段階及び運用段階に区分し、第16条から第26条までの規定により実施するものとする。

2 前項に規定する各段階における研究開発の趣旨及び空幕長が行う手続は、別表第2のとおりとする。

第15条の3 開発集団司令官は、空幕長が示す空自指定研究及びその他の必要と認められる部隊運用、教育訓練及びその他に関する諸施策の具体化に資する人間科学研究を実施するものとする。ただし、他の直轄部隊等が実施することを妨げるものではない。

(兵器体系研究に含まれる試験等)

第16条 兵器体系研究に含まれる試験等の区分及び内容は、別表第3のとおりとする。

(基本的性能等に関する調査等の実施)

第17条 空幕長は、装備品等の基本的性能等に関する調査等について、必要に応じて、開発集団司令官にその実施を指示する。

(将来の装備品等に関する検討等の実施)

第17条の2 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び開発集団司令官は、将来保有すべき装備品等に関し、運用面から基礎的な検討を実施するものとする。

2 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び開発集団司令官は、前項の成果を基にして、必要性、運用構想、装備構想、機能性能等の概要等を記載した将来装備品等に関する要望等を、必要に応じて5月末日までに空幕長(事業計画第1課長又は事業計画第2課長気付)に上申するものとする。

3 開発集団司令官は、既存技術又は将来に活用が期待される新しい技術を用いた航空自衛隊が将来保有すべき装備品等に関して、運用上の効果も含め技術面から検討を実施するものとする。

4 開発集団司令官は、前項の成果を基にして、必要性、運用構想、装備構想、機能性能等の概要を記載した将来装備品等に関する提案等を、必要に応じて、5月末日までに空幕長(科学技術官気付)に上申するものとする。

(基礎的運用研究の実施)

第18条 空幕長は、装備品等について基礎的運用研究を実施する必要があると認められた場合には、開発集団司令官にその実施を指示する。

2 開発集団司令官は、前項において指示されていない項目についてもその実施を必要と認められた場合には、基礎的運用研究の項目を選定し、実施するものとする。

(技術審査の実施)

第19条 空幕長又は補本長は、直接取得する装備品等及び技術改善等のため設計の一部を変更する装備品等について、必要があると認められた場合には、別に定める技術審査の細部事項に基づき技術審査を実施する。

2 空幕長は、必要に応じて、開発集団司令官に技術審査を実施させる。
(実用試験等の実施)

第20条 空幕長は、年度業務計画に基づき、試験項目、試験方法その他必要な事項を記載した実用試験実施計画書を作成し、開発集団司令官にその実施を指示する。

2 空幕長は、年度業務計画に基づき、必要に応じ、開発集団司令官に技術試験（防衛装備庁が、装備品等の開発において試作した装備品等の性能が設計に適合するかどうかについて評価をするために行う試験をいう。）と実用試験の同時実施を指示する。

3 空幕長は、直接取得する装備品等に関し、性能試験を実施する必要があると認めた場合には、開発集団司令官にその実施を指示する。

4 開発集団司令官は、中期研究開発計画に基づき、複数の直轄部隊等の長の協力が必要となる実用試験等実施の前々年度の9月末日までに試験構想の草案を空幕長に上申する。

5 空幕長は、前項に規定する試験構想の草案に基づき、当該試験実施の前々年度の11月末日までに試験構想を作成する。

(実用試験等成果報告の処理)

第21条 空幕長は、前条第1項及び第2項に規定する実用試験について、実用試験成果報告の審査及び評価を行い、研究開発訓令第18条第1項の規定に基づき処理する。

2 空幕長は、前条第3項に規定する性能試験について、必要に応じて、前項の規定に準じて処理する。

(試験的運用の実施)

第22条 空幕長は、装備品等について試験的運用を実施する必要があると認めた場合には、開発集団司令官にその実施を指示する。

(運用試験の実施)

第23条 空幕長は、装備品等について運用試験を実施する必要があると認めた場合には、直轄部隊等の長にその実施を指示する。

(技術的追認の実施)

第24条 空幕長は、装備品等について技術的追認を実施する必要があると認めた場合には、開発集団司令官にその実施を指示する。

2 開発集団司令官は、前項において指示されていない項目についてもその実施を必要と認めた場合には、技術的追認の項目を選定し、実施するものとする。

3 開発集団司令官は、技術的追認の成果の活用に関し直轄部隊等の長に対して技術的な助言を行うものとする。

4 開発集団司令官は、中期研究開発計画に基づき、複数の直轄部隊等の長の協力が必要となる技術的追認実施の前々年度の9月末日までに試験構想の草案を空幕長に上申する。

5 空幕長は、前項に規定する試験構想の草案に基づき、当該試験実施の前々年度の

1 1月末日までに試験構想を作成する。

(技術改善要望の通知等)

第25条 技術改善要望の通知等は、装備品等について、その性能、特性及び機能等の向上のための対策の検討に当たり、技術的な調査及び試験が必要な場合に実施する。

2 航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び開発集団司令官にあつては、隷下部隊からの技術改善要望について統括し、また、航空教育集団司令官にあつては、隷下部隊並びに幹部候補生学校及び術科学校からの技術改善要望について統括し、必要と認めたもののうち、作戦運用要領の変更等を伴う技術改善は、空幕長（科学技術官又は首席衛生官気付）に上申するとともに、開発集団司令官及び補本長に技術改善要望の写しを送付し、それ以外の技術改善要望については、補本長に通知する。

3 直轄部隊等の長（航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び開発集団司令官を除く。）は、技術改善の実施を要望する場合には、前項の規定に準じて処理するものとする。

4 直轄部隊等の長は、前2項に規定する技術改善要望を空幕長へ上申又は補本長へ通知するに先立ち、必要に応じて、開発集団司令官に技術的検討を依頼する。

5 開発集団司令官は、必要に応じて、第2項及び第3項に規定する技術改善要望について、要望年度の6月末日までに調査の上技術的検討を行い、要望年度の9月末日までを基準に要望内容に係る意見交換会を実施する等、本要望に係る所要の支援を実施する。

6 技術改善要望書の様式は、別紙様式のとおりとする。

(技術改善の実施)

第26条 補本長は、前条第2項及び第3項の規定により技術改善要望を受理した場合には、技術改善に係る技術的な調査及び対策の検討を実施して対策を決定するものとする。この場合において、補本長は、必要に応じて、開発集団司令官に協力を求めることができる。

2 補本長は、次の各号のいずれかに該当する技術改善要望に関しては、意見等を付して空幕長（装備課長又は首席衛生官気付）に上申するとともに、開発集団司令官に送付するものとする。

(1) 装備品等の基本的性能、特性及び機能に影響を及ぼすもの

(2) 飛行安全に影響を及ぼすもの

(3) 予算要求等の処置を必要とするもの

(4) その他空幕長の決定を必要とするもの

3 空幕長は、技術改善に係る報告又は上申を受理した場合には、その都度検討し、必要と認めた事項について技術改善を実施する。ただし、空幕長は、技術改善に係る技術的な調査、試験及び対策の検討について、必要に応じて開発集団司令官にその実施を指示する。

第5章雑則

(研究開発取得ロードマップの作成への助言)

第27条 空幕長は、研究開発訓令第8条に示す研究開発取得ロードマップの作成に助言する。

(研究開発会議の開催)

第28条 空幕長は、研究開発業務の調整、成果の発表等を行うため、原則として、年度の第4四半期末に研究開発会議を開催する。

(上申等の支援)

第28条の2 開発集団司令官は、第11条、第17条の2第2項及び第25条第1項から第3項までに規定する上申等に関し、直轄部隊等の長からの要請に応じて、技術面から支援するものとする。

(委任規定)

第29条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、直轄部隊等の長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成3年5月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊形態管理規則（平成元年航空自衛隊達第28号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成27年10月1日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年11月11日）

(試行期日)

- 1 この達は、令和2年11月11日から施行する。
(航空自衛隊の防衛力整備等計画に関する達の一部改正)
- 2 航空自衛隊の防衛力整備等計画に関する達（令和2年航空自衛隊達第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「、年度研究開発計画」を削る。

[略]

附 則（令和6年6月5日）

この達は、令和6年6月5日から施行する。

別表第1（第12条関係）

空自指定研究成果等報告要領

	報告責任者	報告統制章号	気付	報告期限	備考
研究成果報告（下記の報告に該当するものを除く。）	空自指定研究を実施した直轄部隊等の長	XX-R1(D)	研究開発の項目を主管する課等の長又は監理監察官若しくは首席衛生官	その都度指定する。	<p>1 報告統制章号の欄中「XX」には、航空自衛隊報告管理規則（昭和38年航空自衛隊達第9号）第7条第2号の規定に基づく組織分類符号を記入するものとする。</p> <p>2 航空幕僚監部内の配布区分は、防衛課長及び装備体系課長（気付先とした場合を除く。）並びに内容に関連する事務を所掌する課等の長とする。</p>
基本的性能等に関する調査等成果報告	開発集団司令官	XX-R2(D)	科学技術官又は首席衛生官		
基礎的運用研究成果報告		XX-R3(D)			
技術審査結果報告		XX-R4(D)			
実用試験成果報告		XX-R5(D)			
性能試験成果報告		XX-R12(D)			
試験的運用成果報告		XX-R6(D)			
運用試験成果報告	空自指定研究を実施した直轄部隊等の長	XX-R7(D)	研究開発の項目を主管する課等の長又は監理監察官若しくは首席衛生官		
技術的追認成果報告	開発集団司令官	XX-R8(D)	科学技術官又は首席衛生官		
技術改善対策試験成果報告		XX-R9(D)			

別表第2（第15条関係）

兵器体系研究の各段階における研究開発の趣旨及び空幕長が行う手続

	研究開発の趣旨	空幕長が行う手続
構想段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 空自大綱等に対応する兵器体系又は装備品等の運用構想、装備構想等の策定に資する。 2 技術的、経済的実現可能性について検討し、装備品等の基本的性能及び取得源を明らかにする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 研究開発訓令第9条に規定する装備品等研究開発見積依頼の作成等 2 研究開発訓令第9条第6項に規定する装備品等研究開発要求の作成等
確定段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 装備品等の運用要求、要求性能、所要経費見積もり等の作成に資する。 2 部隊建設計画の作成に資する。 3 直接取得する装備品等の機種決定及び仕様書要求事項の作成に資する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第16条第2項に規定する装備品等の仕様又はその大綱の作成等 2 研究開発訓令第9条第6項に規定する装備品等研究開発要求の作成等
装備化段階	<p>第19条に規定する技術審査、第20条に規定する実用試験、性能試験及び第22条に規定する試験的運用を実施し、装備品等の開発における実用性の評価又は直接取得した装備品等の実用性等の確認を実施する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 研究開発訓令第18条第1項及び第3項に規定する実用試験実施成果等の報告 2 装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）第4条及び第5条に規定する手続 3 装備品等の標準化に関する訓令第16条第2項に規定する装備品等の仕様又はその大綱の作成等
運用段階	<p>第23条に規定する運用試験、第24条に規定する技術的追認及び第26条に規定する技術改善を実施し、新たに装備した装備品等の運用方式の設定及び教範等の初度設定並びに既存の装備品等の性能、特性、機能等の向上等に資する。</p>	

別表第3（第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条、第26条関係）

兵器体系研究に含まれる試験等の区分及び内容

区 分	内 容
基本的性能等に関する調査等	装備品等の基本的性能及び要求性能並びに技術要求事項等（装備品等に係る仕様の細部技術的事項）に関する技術的な調査、分析及び検討
基礎的運用研究	将来保有すべき装備品等の基礎的な運用に関する技術的な調査、分析、検討及び試験
技術審査	直接取得する装備品等及び技術改善等のため設計の一部を変更する装備品等に関し、当該仕様書に明確にできない性能等の細部について、契約の相手方が行う設計及び試験の成果を評価、判定し、仕様を確定する行為
実用試験	装備品等の開発において試作された装備品等が、使用目的に適合するか否かについて評価するために行う試験
性能試験	直接取得した装備品等の性能等が使用目的に適合するか否かについて確認するために行う試験
試験的運用	部隊運用への円滑な移行を図るため、装備品等の開発において試作された装備品等又は直接取得した装備品等の性能、特性及び機能について技術的細部資料の取得又は確認のために行う試験的な運用
運用試験	装備品等の開発により取得若しくは直接取得した装備品等又はこれを保有する部隊等を運用し、編成、教育、運用、後方支援等に関する基礎的諸元を求めるために行う調査及び試験
技術的追認	運用段階に入った装備品等の性能、特性、機能、信頼性等の継続的な確認又は改善を目的として行う技術的な調査、分析、検討及び試験
技術改善	<p>装備品等の性能、特性、機能等の向上を目的としての、次に基づき行う技術的な調査、試験、対策の検討及び決定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実用試験、性能試験及び試験的運用の成果に基づく改善に係る事項が報告された場合 2 技術改善要望の通知又は上申がなされた場合

別紙様式（第 25 条関係）

技術改善要望書

	通知部隊等名		作成年月日	
件名	対象装備品等の名称、形式等			
通知理由				
改善内容				
改善効果				
その他				

- 注：1 通知部隊等名の欄は、通知部隊等名と部隊等別通し番号を記入する。
- 2 通知理由の欄は、現状、問題等、要望のねらい及び必要性等を具体的かつ簡明に記載する。
- 3 改善内容の欄は、要すれば概念図等を活用し、具体的かつ簡明に記載する。
- 4 改善効果の欄は、改善によって得られる効果等を具体的かつ簡明に記載する。
- 5 その他の欄は、関連する装備品等に対する影響及び細部説明資料の添付等その他必要事項を記載する。
- 6 用紙の大きさは、A列4番とし、縦長に使用する。